

国立病院機構福岡病院 宗教の教義により輸血を拒否する患者への対応についてのガイドライン

外傷や手術による出血あるいは血液疾患等の治療により輸血によらなければ救命できない場合がある。しかし、宗教の教義により輸血を拒否する患者も存在する。この件に関し日本における関連5学会の合同委員会（日本輸血・細胞治療学会、日本外科学会、日本小児科学会、日本麻酔科学会、日本産婦人科学会）が、患者の権利やインフォームド・コンセントに関する検討を踏まえたうえで、2008年2月28日に「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」を示した。また、日本医師会でも「エホバの証人と輸血」と題して考え方を示している。当院においてもこれらのガイドラインを踏まえて、「宗教の教義により輸血を拒否する患者への対応」を定める事とした。なお、無輸血として以下の2つの立場があることを予め記す。

- ① 絶対的無輸血：患者の意思を尊重し、いかなる事態においても輸血をしないという立場。
- ② 相対的無輸血：患者の意思を尊重して可能な限り無輸血に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至ったときには輸血をするという立場。

I. 宗教的輸血拒否に関する当院の基本指針

(1) 宗教的理由により輸血拒否の意思を患者が示した場合、人格権の尊重という観点からその意思を尊重して一般的な診療・処置には応じるが、救命手段として輸血が必須であると判断される緊急事態では輸血を行う（相対的無輸血）。

(2) いかなる状況でも輸血を行わない医療（絶対的無輸血）を患者があくまで求める場合、無輸血での処置や手術を承諾する契約を結んではならない。絶対的無輸血を前提とした免責証書を提出する申し出が患者や家族からあったとしても、これを受け取ってはならない。

II. 宗教的輸血拒否患者に対する診療方針

- (1) 当該患者の担当医になった場合には、院長・担当診療科長へ速やかに報告・相談する。
- (2) 宗教的輸血拒否患者に対する診療方針について、担当医は当該患者に本ガイドラインを示して説明を行う。
- (3) 患者や家族への説明内容や診療状況は、遅滞なく診療録に記載する。

III. 具体的な対応

1) 患者が18歳以上で医療に関する判断能力がある場合：一般的な処置・手術など時間的

余裕のある平時の診療の場合には、当院の基本指針である相対的無輸血の方針を患者に説明し、患者に意思決定する機会を与える。相対的無輸血に同意した場合には、輸血同意書を取得する。一方、いかなる状況でも輸血を行わない絶対的無輸血を希望する場合は、当院の診療方針では受け入れられない旨を説明する。本人、家族が他の医療機関での治療を望むときは「エホバの証人の医療機関連絡委員会」を紹介する。

緊急処置として輸血が必要な患者が来院した場合や入院中の病状急変により緊急に輸血が必要な場合など、患者が意思決定や転院を図る時間的余裕がない場合には、時間の許す限り患者や家族に輸血の必要性を説明し同意を得るために最大限の努力をする。同意が得られない場合には、複数の医師により輸血必要性を協議する。その後病院長に報告し承認を得た上で救命を優先した相対的無輸血を適応し、輸血を行う。なお、この場合、主治医は患者、家族に経過を文書（様式1）とともに十分に説明し、また詳細な経過をカルテに記入し後日倫理委員会に報告する。

2) 患者が18歳未満、または医療に関する判断能力がないと判断される場合

(1) 患者が15歳以上で医療に関する判断能力がある場合

① 親権者は輸血を拒否するが、患者が輸血を希望する場合

患者に説明し輸血同意書を得る。輸血の適応と判断されれば輸血を行う。

② 親権者は輸血を希望するが、患者が輸血を拒否する場合

医療側は、なるべく無輸血治療を行うが、最終的に必要な場合には輸血を行う。親権者から輸血同意書を提出してもらう。

③ 親権者と患者の両者が輸血拒否する場合

18歳以上に準ずる。IIIの1)を参照。

(2) 親権者が拒否するが患者が15歳未満、または医療に関する判断能力がない場合

① 親権者の双方が拒否する場合あるいは親権者が1人でその方が拒否する場合

医療側は、親権者の理解を得られるように努力し、なるべく無輸血治療を行うが、最終的に輸血が必要になれば、相対的無輸血の適応で輸血を行う。親権者の同意が全く得られず、むしろ治療行為が阻害されるような状況においては、児童相談所に虐待通告し、児童相談所で一時保護の上、児童相談所から親権喪失を申し立て、あわせて親権者の職務停止の処分を受け、親権代行者の同意により輸血を行う。

なお、患者が18歳以上で医療に関する判断能力がない場合は福岡市障がい者基幹相談支援センターに相談の上、相対的無輸血の適応で輸血を行う。輸血の手続きは前記18歳以上の場合に倣う。IIIの1)を参照

② 親権者の一方が輸血に同意し、他方が拒否する場合

親権者の双方の同意を得るよう努力するが、緊急を要する場合などには、輸血を希望する親権者の同意に基づいて輸血を行う。

IV. その他

病院は宗教的輸血拒否患者に対する診療方針について、ホームページで情報提供を行うこととする。

参考：宗教的輸血拒否に関するガイドライン

宗教的輸血拒否に関する合同委員会報告 2008年2月28日

宗教的輸血拒否に関する合同委員会

日本輸血・細胞治療学会 大戸 斉、米村雄士

日本麻酔科学会 武田純三、稲田英一

日本小児科学会 花田良二

日本産科婦人科学会 早川 智

日本外科学会 宮野 武

早稲田大学大学院法務研究科 甲斐克則

早稲田大学法学部 岩志和一郎

東京大学医科学研究所 武藤香織

朝日新聞社 浅井文和

第1版制定日 2019年10月1日

制定・保管責任者：医療安全管理委員会委員長